

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

行政委員会委員の報酬について、県内における近隣同規模市との均衡並びに当該委員の職務及び職責との相応を図るため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

行政委員会委員の報酬について、県内の近隣同規模市との均衡を図るため、次のとおり改定する。

区分		報酬額（円）	
		新	旧
教育委員会	教育長職務代理者	月額 <u>33,000</u>	年額 <u>154,500</u>
	委員	月額 <u>31,000</u>	年額 <u>132,300</u>
選挙管理委員会	委員長	月額 <u>28,000</u>	年額 <u>136,800</u>
	委員長職務代理者	月額 <u>25,000</u>	年額 <u>127,800</u>
	委員	月額 <u>24,000</u>	年額 <u>105,900</u>
公平委員会	委員長	日額 <u>8,000</u>	日額 <u>7,000</u>
	委員	日額 <u>7,000</u>	日額 <u>6,100</u>
監査委員	知識経験	月額 <u>51,000</u>	月額 <u>46,000</u>
	議会選出	月額 <u>35,000</u>	月額 <u>31,600</u>
農業委員会	会長	基本給 月額 <u>34,000</u> 能率給 予算の範囲内で市長が定める額	基本給 月額 <u>25,000</u> 能率給 予算の範囲内で市長が定める額

	会長代理者	基本給 月額 <u>29,000</u> 能率給 予算の範囲内で市長が定める額	基本給 月額 <u>22,000</u> 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	委員	基本給 月額 <u>28,000</u> 能率給 予算の範囲内で市長が定める額	基本給 月額 <u>20,000</u> 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	農地利用最適化推進委員	基本給 月額 <u>28,000</u> 能率給 予算の範囲内で市長が定める額	基本給 月額 <u>20,000</u> 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
固定資産評価審査委員会	委員長	月額 <u>8,000</u>	月額 <u>7,000</u>
	委員	月額 <u>7,000</u>	月額 <u>6,100</u>

3 施行期日

令和6年4月1日

(参考) 近隣同規模市との比較表

区 分		報酬 (円)				
		近隣同規模市 (埼玉地区内)			白岡市	改定案 ※3
		蓮田市	幸手市	吉川市		
教育委員会	教育長職務代理者	29,400	30,600	38,000	※2 12,875	33,000
	委員	28,500	28,800	36,000	※2 11,025	31,000
選挙管理委員会	委員長	31,300	24,300	29,000	※2 11,400	28,000
	委員長職務代理者	29,400	21,600	23,000	※2 10,650	25,000
	委員	28,500	21,600	23,000	※2 8,825	24,000
公平委員会 ※1	委員長	6,500	7,700	10,400	7,000	8,000
	委員	6,200	7,700	8,400	6,100	7,000
監査委員	知識経験	54,400	49,500	49,000	46,000	51,000
	議会選出	32,300	40,500	32,000	31,600	35,000
農業委員会	会長	31,300	33,300	37,000	25,000	34,000
	会長代理者	29,400	28,800	30,000	22,000	29,000
	委員	28,500	26,100	29,000	20,000	28,000
	農地利用最適化推進委員	28,500	26,100	29,000	20,000	28,000
固定資産評価審査委員会 ※1	委員長	6,500	6,800	10,400	7,000	8,000
	委員	6,200	6,800	8,400	6,100	7,000

※1 公平委員会及び固定資産評価審査委員会の報酬は月額

※2 年額で規定されている報酬は月額に換算して記載

※3 改定案は、近隣同規模市の平均を百の位で四捨五入した金額